

別添

【認定・更新条件単位について】

(放射性医薬品の取扱)

1 製剤の調製につき一定数の換算倍率を掛けて計算するとした換算倍率について以下のよう
に規定する。(2018年12月4日)

薬剤名	換算倍率
In-111-ゼヴァリン	1
Y-90-ゼヴァリン	7

すなわち、1 製剤の調製につき、上記倍率を掛けた数字の製剤数を調製したものとして計算
する。ただし、標識操作を必要とする核医学治療用薬剤の取扱のみで必要単位数を充足す
る場合にあっても、核医学診断用薬剤の取扱経験が含まれること。

その他の認定された学術集会と単位数

集会名	主催者	認定単位
PET サマーセミナー	日本核医学会	5
福島県核医学研究会	福島県核医学研究会	3
東北 FDG-PET 研究会	東北 FDG-PET 研究会	3